

奨学金の返還費用の一部を補助します

町では、町内への定住促進を図るため、大学等を卒業後、町内に定住する意思を持った方に対し、奨学金返還費用の一部を補助しています。

対象者

- ・大学等の修学のために貸与を受けた奨学金の返還予定または、返還中の方
- ・南越前町に定住する意思のある方

補助内容

- ①町内在住者
該当する年度において、奨学金の返還にかかった経費の3分の1の額（上限10万円）。
- ②町内在住者かつ町内就労者
該当する年度において、奨学金の返還にかかった経費の3分の2の額（上限20万円）。

※1、000円に満たない額は切り捨てとなります。

※補助を受けることができる期間は、奨学金返還開始年度から起算して10年間。

※認定を受けた月の翌月から補助対象となります。※一部を除き、他の返還支援制度との併用はできません。

詳細は、教育委員会事務局までお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

問合せ 教育委員会事務局

0778-47-8005

通学路に面するブロック塀等の除却費用を一部補助します

町では、通学路に面するブロック塀等の倒壊などによる事故を未然に防止し、児童生徒の安全を確保するため、ブロック塀等（ブロック塀、石塀、れんが塀およびこれに類する塀）の除去費用の一部を補助しています。

補助対象

- 次のいずれかを満たすもの
- ・通学路に面し、ブロック塀等の高さが2.2メートルを超えるもの
 - ・通学路に面し、ブロック塀等の高さが1.2メートルを超えるもので、控え壁（補助的な壁）が3.4メートル以内の間隔で設置されていないもの



対象者

次のすべてに該当する方

- ①補助対象ブロック塀等を所有し、そのブロック塀の除却（全部を解体、撤去または改修を行う個人または法人）
- ②町税等を滞納していないこと

補助金額

次のいずれか少ない方の額の3分の2（上限20万円）

- ・ブロック塀等の工事費用
- ・ブロック塀等の総延長（メートル単位）に80,000円を乗じた額

※県産材を利用した再設置は、上限60万円

申請方法

教育委員会事務局までご相談ください。

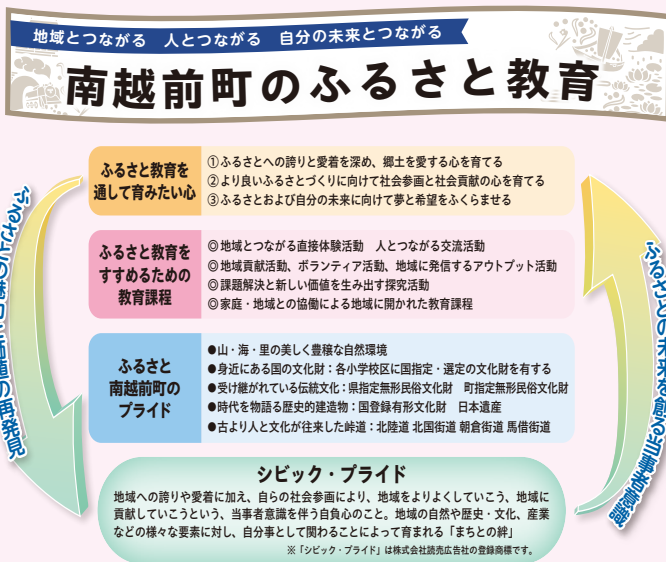
問合せ 教育委員会事務局

0778-47-8005

南越前町ふるさと教育プログラムを編成しました

町では、未来を担う子どもたちが様々な道を歩む中で、ふるさと南越前町に誇りを感じ、将来的にもまちに関わりを持ちたいと願う存在に育つことを目的に、「南越前町ふるさと教育プログラム」を編成しました。プログラムでは、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を順序立て、段階的にふるさとへの学びを深める体系的な内容となっています。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。



問合せ

教育委員会事務局

0778-47-8005



町ホームページ